

バリアフリー法の改正及び円滑な施行を求める意見書

政府は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー法）を制定し、法施行から10年以上が経過した現在では、バリアフリー化は一定程度の進展を見せている。

しかし、地域の高齢化が急速に進み、バリアフリー化のニーズがますます高まっている一方で、さまざまな事情からバリアフリー化に係る基本構想の作成等が進まない自治体があることや、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務であることなど、依然として解決すべき課題が残されている。

そのような中、バリアフリーの改正法案が2月9日に閣議決定された。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生社会の実現を図るために、全国各地のさらなるバリアフリー化を進めなくてはならず、そのためには、改正法に基づき、地域が抱える課題を早急に解決していくことが不可欠である。

よって、政府においては、改正法を早期に成立させるとともに、全国各地のバリアフリー化の推進に向けて、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地域のバリアフリー化を進めるため、市町村における基本構想作成を支援する仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がエレベーターやホームドア設置といったハード対策と、駅員による旅客介助などのソフト対策を一体的・計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。
- 4 バリアフリーに関する国民の理解を深め、「心のバリアフリー」を推進するために、国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 5 バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、国土交通大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員